

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	鳥取県
3. 市区町村名	鳥取市
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	120-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1481247019250/index.html">http://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1481247019250/index.html</a>

執行機関名 鳥取市長

難病患者の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 事務の名称	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	鳥取市特別医療費助成条例(昭和48年条例第41号)別表第4号による特定の疾病患者に係る医療費の助成(以下「特定疾病特別医療費助成」という。)に関する事務であって規則で定めるもの
② 番号法別表第1の項	98	
③ 番号法別表第2の項	120	
④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		鳥取市の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例別表第1 第7の項 鳥取市特別医療費助成条例(昭和48年条例第41号)別表第4号による特定の疾病患者に係る医療費の助成(以下「特定疾病特別医療費助成」という。)に関する事務であって規則で定めるもの
⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年五月三十日法律第五十号)第一条	鳥取市特別医療費助成条例(昭和48年条例第41号)第1条、同条例別表第4号
⑥ 事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、 <u>難病(発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいう。以下同じ。)</u> の患者に対する医療その他難病に関する施策(以下「 <u>難病の患者に対する医療等</u> 」という。)に関し必要な事項を定めることにより、 <u>難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び難病の患者の療養生活の質の維持向上を図り、もって国民保健の向上を図ることを目的とする。</u>	第1条 この条例は、 <u>身体障害者その他特に医療費の助成を必要とする者の医療費について助成することにより、これらの者の健康の保持及び生活の安定を図り、もってその福祉を増進することを目的とする。</u> 別表(4) <u>治療が特に困難な疾病又は経過が慢性にわたり患者等の負担が大きい疾病</u> で規則で定めるものにかかっている者で規則で定めるもの
⑦ 独自利用事務の関連規範		鳥取市特別医療費助成条例(昭和48年条例第41号)